

廃棄物処理施設設置等事前協議書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

協議者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

前橋市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第7条第1項の規定により、廃棄物処理施設の設置等の事前協議をしたいので、関係書類及び図面を添えて提出します。

事前協議の内容	
施設の設置場所	前橋市 (設置場所全体の面積 m^2)
施設の種類	
処理する廃棄物の種類	
施設の処理能力 (最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量、積替え又は保管施設の場合には積替え又は保管場所の面積及び保管容量)	処理能力 $m^3/日$ ($m^3/時間$)
	$t/日$ ($t/時間$)
	埋立地面積 m^2 埋立容量 m^3
	積替え場所面積 m^2 保管場所面積 m^2 保管容量 m^3
施設の処理方式	
※ 事務処理欄	

(裏面)

添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none">1 事業計画の概要に関する書類2 協議者の事業経歴及び過去における廃棄物処理の事業実績等3 立地環境に関する書類及び図面4 施設の設置場所の位置図、公図の写し並びに周辺の土地利用現況図及び土地利用規制図5 施設の構造等を説明するための書類及び図面6 施設の維持管理に関する計画を説明するための書類及び図面7 処理工程図（最終処分場にあつては、跡地利用計画の概要図）8 周辺地域の生活環境の保全に関する計画を説明するための書類及び図面（最終処分場にあつては、法第8条第2項第8号又は法第15条第2項第8号に規定する災害防止のための計画を含む。）9 事業計画に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類10 生活環境影響調査方法書（生活環境影響調査の実施計画等を記載した書類をいう。）11 関係地域住民等及び関係市町村との合意形成手続に関する申立書12 施設の設置場所の土地の所有者が発行する事前協議書提出確認書（協議者が当該土地の所有権を有しない場合に限る。）13 施設の設置場所の土地及び第15条第1項第2号に規定する土地の登記事項証明書14 協議者に関する書類（法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し）15 その他市長が必要と認める書類
備考	<ol style="list-style-type: none">1 事前協議の内容については、施設の設置、構造若しくは規模の変更又は施設において処理する廃棄物の種類の追加等の別を記入すること。2 施設の設置場所については、設置場所の地番及び全体の面積を記入すること。3 施設の種類については、一般廃棄物処理施設、一般廃棄物の積替え若しくは保管施設、産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物の積替え若しくは保管施設の別を記入するとともに、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設にあつては、その区分に応じて、次のとおり記入すること。<ol style="list-style-type: none">(1) 一般廃棄物処理施設：ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入し、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の施設の種類の括弧書きすること。(2) 産業廃棄物処理施設：脱水施設、焼却施設、中和施設、破碎施設又は最終処分場等の施設の種類の記入すること。4 処理する廃棄物の種類については、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の別を記入するとともに、その区分に応じて、燃え殻、汚泥、感染性廃棄物等、具体的に記入すること。5 添付書類及び図面について、市長が必要として認めたものの添付を要しない。